

電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方

令和4年9月7日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方について諮るものである。

2. 事業者からの提案

本年度におけるこれまでの電力会社経営層との意見交換¹において、事業者から示された審査効率化に関する提案を整理すると、主なものは以下のとおり（個別の発電所に特有の課題に関するものは除く。）。

- 提案1 できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示
- 提案2 公開の場における「審査の進め方」に関する議論及び共有
- 提案3 審査会合における論点や確認事項の書面による事前通知
- 提案4 原子力規制委員又は原子力規制庁職員の現地確認の機会を増加
- 提案5 基準や審査ガイドの内容の明確化

3. 提案に対する対応方針

新基準適合性審査チームは、平成25年7月10日第14回原子力規制委員会において報告した「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」等を踏まえて審査を進めている。

上記2.の事業者からの提案を踏まえ、今後の審査の進め方等について、以下のとおり対応方針を整理したので、了承いただきたい。

(1) 「できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示」（提案1、3、5）

① 確認事項及び論点の提示

- ・ 審査会合における原子力規制庁からの指摘が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認した上で、必要に応じて文書化する。
- ・ 事業者から基準や審査ガイドが不明確と指摘があった場合は、審査会合において要求事項等を確認し事業者と共通理解を図る。

¹ 北海道電力株式会社：令和4年4月12日、東北電力株式会社：令和4年8月17日、電源開発株式会社：令和4年8月24日、中部電力株式会社：令和4年9月2日、北陸電力株式会社：令和4年9月5日

② 審査会合の開催頻度等の改善

- ・ これまでは、ヒアリングで資料内容の事実確認を2回程度行った上で審査会合を実施しているが、重要な論点があるなど早期に議論を行うことが必要な内容については、ヒアリング回数に関わらず、柔軟に審査会合を開催する。
- ・ 試験、評価等に時間を要する案件については、できる限り手戻りがなくなるよう、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催する。
- ・ 審査会合は原則として委員出席の下で行うが、委員の了解を得た上で、委員が出席できない場合でも審査会合を開催することを可能とする。

③ 事業者による提出資料の工夫

- ・ 地震・津波等のハザード審査においては、基準に適合すると判断した論理構成の全体像をフロー等により明示するとともに、論理構成の基となる科学的データが論理構成のどこに使われているのか明示するなど、基準に適合する根拠を具体的に示した資料作成を求めることとする。
- ・ 特に、事業者が新たなデータ等に基づき、検討方針を追加又は変更した場合には、追加・変更点を明確にした上で、論理構成の変更の有無及びその妥当性等について丁寧な説明を求めることとする。

(2) 「公開の場における「審査の進め方」に関する議論及び共有」(提案2)

- ・ 事業者が資料準備に時間を要する審査項目については、準備期間や対応方針を審査会合で確認する。
- ・ 特に、対応方針を変更することなどにより他の審査項目に影響を与えるものについては、できる限り手戻りがなくなるよう、早期に論点を明確化し、共通の理解となるよう議論する。

(3) 「審査会合における論点や確認事項の書面による事前通知」(提案3)

- ・ 指摘事項については、透明性の確保の観点から、これまでどおり審査会合で提示することとし、審査会合の開催時期を逸することなく柔軟に開催し論点を明示していく。
- ・ また、審査会合における原子力規制庁からの指摘が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認した上で、必要に応じ文書化する。(再掲)

(4) 「原子力規制委員又は原子力規制庁職員の現地確認の機会の増加」(提案4)

- ・ 事業者から現地確認の提案があった場合には、審査会合での議論の前提となる認識を共有化するため、審査資料上議論のある論点等を踏まえて、必要に応じて原子力規制委員会職員による現地確認の機会を設ける。

(5) 「基準や審査ガイドの内容の明確化」(提案5)

- ・ 上記3.(1)①の対応に加え、審査実績を踏まえた基準類の明確化を図る。
- ・ なお、令和元年度第52回原子力規制委員会(令和2年1月15日)において、原子力規制庁内及び被規制者から意見・提案を収集し分野ごとに整理すること、また、

被規制者からの意見・提案は ATENA から聴取すること等の進め方が了承され、毎年度一回、ATENA から聴取²を行っている。

<参考資料>

- 参考 1 新規規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について（平成 25 年 7 月 10 日第 14 回原子力規制委員会）
- 参考 2 審査の透明性向上に向けた対応策について（平成 30 年 6 月 6 日第 13 回原子力規制委員会）
- 参考 3 原子力施設に係る審査全般の改善策について（第 2 回）（令和 2 年 2 月 19 日第 64 回原子力規制委員会）
- 参考 4 当面の審査会合等の進め方について（令和 2 年 4 月 8 日第 6 回原子力規制委員会）

² 令和 2 年度：26 件（令和 2 年 8 月に聴取）、令和 3 年度：1 件（令和 3 年 3 月に聴取）

第 12 回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（令和 3 年 6 月 10 日）資料 2（ATENA 作成資料）において「審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善への対応」を含め、ATENA が取り組んでいる課題一覧が掲げられている。